

議案第 2 8 号

山添村消費生活相談事業の事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、山添村消費生活相談事業の事務の一部を受託することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

天理市長 南 佳 策

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 山添村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、消費生活相談事業に関する事務の一部を天理市に委託し、天理市は、これを受託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により山添村が委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、天理市の条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 天理市長は、条例等の制定又は改廃があったときは、遅滞なくその旨を山添村長に通知するものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、山添村の負担とする。

2 委託費の額及び納付の方法は、天理市長と山添村長が協議して定める。

(連絡会議)

第5条 天理市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、山添村長と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは臨時に連絡会議を開くことができる。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、天理市長と山添村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。